

平成 30 年度
個別外部監査報告書
(概要版)

神奈川県内広域水道企業団
個別外部監査人
公認会計士 奥 津 勉

第1 監査の概要	1
1. 監査の種類.....	1
2. 監査の対象.....	1
3. 監査の対象期間.....	1
4. 監査の実施期間.....	1
5. 監査従事者の資格及び氏名.....	1
6. 利害関係.....	1
第2 監査の視点	2
1. 監査の基本的な方針.....	2
2. 実施した主な監査手続.....	4
第3 監査の結果及び意見(概要)	5
結果及び意見の項目別件数.....	5
1. 経営計画について.....	6
I 経営計画.....	6
II 給水収益.....	9
2. 財務・会計事務について.....	10
I リース会計基準.....	10
II 退職給付引当金.....	11
III 賞与引当金及び法定福利費引当金.....	12
IV 環境対策引当金.....	13
V 未払費用.....	15
VI その他預り金.....	16
VII 消費税について.....	16
3. 契約事務について.....	17
4. 人事労務について.....	19
I 障害者雇用率制度について.....	19
II 臨時的任用職員に対する退職金支給について.....	19
III 働き方見直しの取り組みについて.....	20
5. 資産管理について.....	21
6. 危機管理の状況について.....	24

7. 神奈川広域水道サービス株式会社について	26
8. その他.....	27

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 41 第 1 項に規定する長からの要求に係る個別外部監査

2. 監査の対象

神奈川県内広域水道企業団(以下「企業団」という。)における「財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理」について

3. 監査の対象期間

原則として平成 29 年度(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)
ただし、必要に応じて平成 28 年度以前及び平成 30 年度の執行分を含む。

4. 監査の実施期間

平成 30 年 7 月 13 日から平成 31 年 1 月 15 日まで

5. 監査従事者の資格及び氏名

個別外部監査人	公認会計士	奥津	勉
監査補助者	公認会計士	加藤	聡
	公認会計士	神戸	政之
	その他	本田	武志
	公認会計士	宮本	和之
	公認会計士	柳原	匠巳

6. 利害関係

企業団と個別外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査の視点

1. 監査の基本的な方針

平成 30 年度の企業団個別外部監査における監査テーマは「財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理」である。

また、監査の重点項目として次の 3 項目が挙げられる。

① 経営計画

経営に関する計画が策定され、事業運営が行われているか。

② 財務・会計事務

地方公営企業会計制度改正以降における財務・会計処理が、関係法規に準拠して遂行されているか。また、効率的に行われているか。

③ 契約事務

プロポーザル方式、低入札価格調査制度、最低制限価格制度などの契約制度が関係法規に準拠し適正に運用されているか。また、随意契約とする理由は合理的か。

上記内容を踏まえた、監査の基本的な方針は、以下のとおりである。

(1) 経営計画について

現在の企業団における事業計画(平成 28～32 年度)は、『かながわの水道用水供給ビジョン(平成 23～32 年度)』に掲げた施策群の実現へ向け、平成 23～27 年度を計画期間とした「5 か年事業計画」に引き続き、後半 5 か年間(平成 28～32 年度)に実施する工事等を定める計画として策定したものである。事業計画を平成 23 年度からの 10 か年計画と捉えると、平成 29 年度は 7 年目になる。したがって、これらの施策の進捗やその効果を検証することは有意義であると考えられる。

事業計画で実施される事業としては、「水道用水の品質向上」、「老朽化対策(修繕工事)」、「老朽化対策(施設更新)」、「管路保全」、「耐震化事業」、「危機管理対策」があるが、特に「老朽化対策(修繕工事)」、「老朽化対策(施設更新)」の 2 つについては、前回の個別外部監査(平成 25 年度実施)の結果も踏まえ重点的に検証する。

(2) 財務・会計事務について

地方公営企業会計基準は平成 26 年度に改正されているが、平成 29 年度の「事業の概要」を閲覧したところ、新会計基準への対応がなされていることが認識できた。したがって、会計処理については、新会計基準において適用しなければならない項目が全て適用されているか、また適用された項目の計上金額は適正か、といった点について検証する。

その他、地方公営企業会計基準の改正とは関係しない点についても、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に準拠した処理がなされているか検証する。

(3) 契約事務について

契約事務については、当該事務が契約規程に準拠して実施されているかを中心に検証していくが、プロポーザル方式による随意契約や低入札価格調査制度・最低制限価格制度についてもその制度の運用が関係法規に準拠しているかを検証する。また、契約規程や関係法規に準拠している場合でも、その解釈に恣意性がないかといった点について検証する。

(4) 人事・労務管理について

組織あるいは人員体制そのものについては外部監査の対象範囲ではないが、人員体制は企業団組織の根幹をなし、人事・労務管理が適正に行われていない場合には、人件費等を通じて団体の財務状況に影響を及ぼすこともある。したがって、人事・労務管理についても、合規制・有効性・効率性の観点から検証を行う。

(5) 資産管理について

資産管理には、「老朽化対策(修繕工事)」、「老朽化対策(施設更新)」、「管路保全」、「耐震化事業」等も含まれるが、これらについては事業計画の見地から検証することとする。それ以外には、個別の機械装置や備品の現物管理、また台帳整備等の情報管理、さらには低稼働の資産の有無などについて検証する。

(6) 内部統制について

地方自治法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 54 号)により、地方公共団体における内部統制制度、監査基準による監査等の規定が整備された。本規定に関しては国において研究会が設置され、詳細が検討されている段階であるが、既に民間の大企業においては適用されているものでもある。したがって、企業団においても、いずれ対応しなければならないことを念頭に内部統制の基本的な評価項目

(例えば、組織内の情報伝達の仕組みや事務処理における上長の承認・モニタリングの仕組みなど)が適切に整備・運用されているか、といった点について検証する。

(7) 3E 監査について

企業団が実施している事業が所期の目的を遂げているか、すなわち事業の有効性については必ず検証する必要がある。また、事業を行う際、同様の効果を期待するものについてはより経済的な方法が選択されるべきであるため、事業における事務の執行状況に非効率な部分がないか、あるいは事業を実施する上で最も経済的な方法が選択されているかについても検証する。

2. 実施した主な監査手続

(1) 企業団の概要把握

企業団についての説明資料及び決算関連資料を閲覧した。また、これらの資料について、事務を所管する各部署から意見聴取を行い、企業団の概要を確認した。

(2) 関連資料の閲覧と法人及び企業団担当部署に対する質問

監査対象において、事業及び経理処理に関する資料を閲覧した。また、必要に応じて、企業団の担当部署における予算の執行に関連する資料を閲覧した。

これらの内容については、必要に応じて関連部署の担当者に対し質問を実施している。

(3) 資産等の現物の確認

企業団及び関連団体にて管理されている資産について、その管理の状況を確認し、設備等の種類によっては、必要に応じて設置場所の実地に赴き、管理の状況を視察した。また、現場担当者に管理の状況について意見を聴取した。

(4) 監査報告書の作成

以上の結果を取りまとめて、監査報告書を作成した。

第3 監査の結果及び意見(概要)

結果及び意見の項目別件数

監査テーマに基づき、監査の基本的な方針を定め、監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。その結果及び意見の総括は、次に示すとおりである。

【結果】

今後、企業団において措置することが必要であると判断した事項。主に、合规性に関すること(法令、条例、規則等に反していると判断される事項)のほか、一部、社会通念上著しく適切性を欠いていると判断される事項である。

【意見】

【結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、組織及び事業の運営合理化のために、今後、改善を要望するものである。

【結果】及び【意見】の項目及び件数

項目	結果	意見
1. 経営計画について	—	9
2. 財務・会計事務について	5	5
3. 契約事務について	—	3
4. 人事労務について	2	1
5. 資産管理について	1	5
6. 危機管理の状況について	—	6
7. 神奈川広域水道サービス株式会社について	—	3
8. その他	—	1
合計	8	33

1. 経営計画について

I 経営計画

【意見 1】 将来の投資コストの明確化について

企業団においては、現在保有する施設や管路を更新することについて、将来的にどの程度の投資が必要なのか、飯泉の役割が見直される場合には、それにより維持管理費がどの程度削減されるのかなども試算したうえで、将来必要となる投資額等についての認識を企業団と構成団体の間で共通化しておく必要がある。水道施設の共通化・広域化への取り組みは、水利権に関する国の取り扱いや、構成団体を含めた対応が必要なため、企業団の努力だけで進めていくことは難しいが、構成団体・企業団が中心となり、県内の水利用者全体について最適化が図れるような仕組みの構築が期待される。

【意見 2】 管路の更新計画について

管路の更新について、平準化目標の更新ペースでは更新年限内を遵守できず、更新年限内を遵守するためには、平準化目標より高い管路更新率で事業を進めなければならない。そうなると単年度事業費が想定より多額になる可能性があり、資金計画に影響を与えることになる。

浄水場や取水堰については、将来の方向性が未確定の現状では、設備投資計画の立案、実行に難しい面があるが、管路についてはより積極的な対応が可能と思われる。

企業団においては、財源を適切に確保し、管路の更新を滞りなく進める必要がある。

【意見 3】 アセットマネジメントについて

企業団は、限られた財源の中で必要な施設更新を行っていくためには、アセットマネジメントの実践により、施設のライフサイクルにわたる施設管理の適正化と技術的根拠に基づく事業費の平準化を図り、企業団の実態に合った中長期的な更新・修繕需要と財政収支を見通す必要があるとして、アセットマネジメントの実践に向け、施設管理システムの構築に取り組んでいくとしている。

現在はシステムの構築を図っている段階で、平成 32 年 4 月の運用開始を目指している。ヒアリングをした限りにおいては、システムの構築にあたって特段の問題は見受けられなかったが、施設管理システムの整備・運用は企業団にとって重要なテーマであり、予定通りの対応ができるよう留意していく必要がある。

【意見 4】 企業債残高の目標値の設定について

企業債残高は当面は減少傾向で推移する見込みであるが、将来的には浄水場等の施設更新や管路の整備等、大規模な事業も予定されている。企業債残高の重要性が高まるのであれば、適正な残高管理のため、残高ベースでの目標値を設定しておく必要があると考える。

企業債残高の見通しも、中長期的な更新・修繕需要と財政収支の見通しを踏まえてなされる面があることから、アセットマネジメントの実践により対応が容易になる可能性がある。企業債の残高ベースでの目標値の設定についても課題として検討しておく必要がある。

【意見 5】 利益処分のあり方について

企業団は、平成 29 年度末時点において 1,321 億円の企業債残高を有しており、元金償還額は毎年 170 億円前後で推移すると見込んでいる。これは、年間支出総額の約 3 割を占めており、このような状況を踏まえ企業団は、利益剰余金の処分にあたっては、優先して企業債の償還に充当する必要があると考えている。

資本制度の改正により、利益の処分に伴う減債積立金及び利益積立金の積立義務は廃止されているが、企業債残高が多額となっている企業団においては、当面は減債積立金の積立を優先していく必要性が高く、現在の対応を継続していくことが望ましい。

しかしながら、企業債残高が類似団体並みとなった際などには、減債積立金に限定することなく建設改良積立金との併用などバランスの取れた対応を検討することが望ましい。

【意見 6】 累積資金残高について

平成 29 年度末の累積資金残高は 85 億円で、その構成は、平成 29 年度の利益 17 億円と資本的収支の差額を減価償却費で補填した後の残額 68 億円である。

現状において企業債残高が多額であること、今後、給水収益が大幅に増加する見込みは低い中で、管路などの大規模な更新需要が生じることを踏まえると、累積資金残高は多い方が良く考えるが、中長期的な更新需要と財政収支の見通しや、それを踏まえた企業債の発行状況が不明確な現状では、現時点における累積資金残高の必要額を算定することが難しく、現在の累積資金残高が十分なのか、不足しているのか、不足しているとしたらどの程度不足しているのかが明確となっていない。

今後策定する中長期的な更新需要や財政収支の見通し等において、年度末時点の累積資金残高について、必要額を明確にする必要がある。

【意見 7】 第2期事業用地の取り扱いについて

第2期事業予定地は、企業団で生じた工事掘削土の一時置き場等の用途で、第2期事業予定地である趣旨を損なわない限度で活用しており、除草作業は環境保全や犯罪抑止の観点で必要最小限度の手入れを行っているとのことであるが、一定のコストがかかっていることを十分に認識しておく必要がある。また、短期的、一時的に有効に活用する更なる方法がないかを検討し、あわせて維持管理コストの削減に努めていく必要がある。

【意見 8】 かながわの水道用水供給ビジョンの成果指標の設定について

企業団ビジョンに掲げられている6つの目標の達成に向けたそれぞれの施策について、「1-1 水質管理の強化」や、「3-1 水道施設の耐震化の推進」、「4-1 財務体質の強化」は数値目標が設定されているが、数値目標が設定されていない項目が多く見受けられる。

数値目標が設定されていない場合、施策の実現状況とその効果が不明確になる。また、PDCA サイクルが有効に機能していることを外部者が理解することが難しく、説明責任を果たす観点からも課題があり、成果指標を設定して現状や目標を明確化することが望ましい。

企業団は、水道事業ガイドライン JWWA Q 100(平成28年3月改正版)に基づいて業務指標を算定し公表している。その一部は企業団ビジョンに取り込まれているが、それをより一層活用することも一つの方法である。

企業団においては、現在、平成33年度以降の新ビジョンについて、概ね20年から30年先の長期スパンでの事業の方向性を策定するものとしており、その実行計画として、これまで個別に作成していた「経営改革の基本方針」、老朽化対策等を定めた「事業計画」及び財政の裏づけとなる「財政計画」を一本化した「5か年計画(仮称)」を策定する方向で検討を進めているとのことである。

各種施策については可能な限り成果指標を設定し、PDCA サイクルが機能していることをより明確化する必要がある。

Ⅱ 給水収益

【意見 9】 用水供給料金について

直営事業の料金は、3～5 か年程度の料金算定期間を決め、その期間中に構成団体に水道用水を卸売りするために必要な費用(総括原価)を算出して、この総括原価を料金算定期間で回収できるように料金を設定している。この総括原価は、資金ベースによっており、現金支出を伴う費用のみを計上しているため、現金支出を伴わない減価償却費などは含んでいない。5 年間の財政計画期間中、資金不足が生じないことを前提とした料金設定のため、将来に向けた投資資金の確保が難しいという課題がある。

企業団においても、将来的には浄水場等の施設更新や管路の整備等、大規模な事業を行う必要があり、そのための財源をどのように確保するかは大きな課題である。その場合には企業債を利用せざるを得ない状況も考えられる。

大規模な事業を行わなければいけないタイミングが年々近づいている現状では、今までのように 5 年という中期的な財政見通しだけでなく、10 年超の長期的な視点を踏まえて料金を設定していく必要があり、そのことは今後の検討課題と考える。

2. 財務・会計事務について

I リース会計基準

【結果 1】 ファイナンス・リース取引の判断について

総係費の中の賃借料にある『庁用自動車(トラック)賃貸借』については契約内容から判断して所有権移転外のファイナンス・リース取引に該当する。したがって、本案件については当該資産を貸借対照表上に資産計上し、リース債務を負債に計上する必要がある。

「庁用自動車(トラック)賃貸借」契約の内容(抜粋)

内容: 庁用自動車(トラック)の賃貸借
契約金額: 月額 57,672 円(税込) ※ リース総額は 3,460,320 円
リース期間: 平成 28 年 6 月 1 日から平成 33 年 5 月 31 日

本案件がファイナンス・リース取引に該当するという根拠は以下のとおりである。

契約書には解約において一定の違約金の支払が明記されており、事実上解約に制約が課されている。これより、本案件は実質的にノンキャンセラブルである。

また、リース期間は 5 年であり、企業団が採用している車両運搬具にかかる耐用年数(5 年)に比して経済的耐用年数基準を満たしている。したがって、フルペイアウトの契約内容である。

以上より、本案件はファイナンス・リース取引に該当する。

本案件においては、金額的な重要性から直ちに修正する必要性は乏しいものの、以降の企業団における会計処理においては、新規リース契約の締結の都度、ファイナンス・リース取引に該当するか否かを検討する事務を心がける必要がある。

また、ファイナンス・リース取引に該当するリース契約を締結した場合には、現在、注記表に記載されている「I. 重要な会計方針 2 固定資産の減価償却の方法」に「(3)リース資産」を追加し、「I. 重要な会計方針 5 リース会計に係る特例措置」は削除し、新たに「V リース契約により使用する固定資産」として記載しなければならない。

II 退職給付引当金

【結果 2】 資本勘定支弁職員に係る退職給付費の取り扱いについて

退職給付引当金の計上にあたっては、資本勘定支弁職員の引当金を区分して把握し、資本的収支において処理するようにならなければならないため、資本勘定支弁職員の退職給付費相当額を建設仮勘定に計上する必要があった。

平成 29 年度の資本勘定支弁職員に係る退職給付費相当額は次表のとおりである。

【図表 1】 資本勘定支弁職員に係る退職給付費相当額

	資本勘定支弁職員数	退職手当額
平成 29 年度期首	30 名	193,650,548 円
平成 29 年度期末	30 名	206,302,611 円
建設仮勘定として計上すべき退職給付費相当額		12,652,063 円

なお、過年度に建設改良費として計上するべきであった資本勘定支弁職員の退職給付費相当額を再計算する場合、下記のような影響が考えられる。

- 過去の減価償却費にも影響を及ぼすことから計算が煩雑となること
- 償却が完了した時点では残存価額分のみが乖離する金額となること

したがって、過年度の処理まで遡及して修正することは費用対効果の面で望ましくないと考えられることから、適時に予算に計上したうえで、決算においても減価償却費を通じて適切な期間損益計算を行うことが必要である。

【意見 10】 退職給付引当金を算定する際に利用する係数について

【図表 2】 退職時に使用する係数

平成 30 年 3 月 31 日までに退職した場合	平成 30 年 4 月 1 日以降に退職した場合
100 分の 87	100 分の 83.7

企業団の平成 29 年度決算においては、退職手当額のうちの基本額を算定する際に 100 分の 87 の係数を用いていた。これについては、簡便法は「当年度の末日において全企業職員が自己の都合により退職した場合」とされているため、平成 29 年度の末日である平成 30 年 3 月 31 日に全職員が退職したと仮定して使用したものである。

一方、期末日時点で所属している職員が実際に退職する時期は平成 30 年 4 月 1 日以降のため、3 月 31 日時点の 100 分の 87 という係数は退職時には決して使

用されない係数であることから、将来の費用となる金額を合理的に見積もるために使用する係数として適切ではないと判断できる。

また、引当金は適正な期間損益計算を行うことにその意義があることから、最善の見積もりを行い新たに入手可能となった情報に基づいて見込額が変更となる場合には、引当金の金額の見直しを行う必要があるとしている。そのため、実際に100分の83.7という係数が使用される規程が施行される時期が平成30年4月1日からであっても、すでにその施行が決算作業中に確定しているのであれば、新たな規程に基づき最善の見積もりを行うことが必要である。

したがって、平成29年度決算において、退職給付引当金を算定する際には、平成30年4月1日以降に退職した場合の100分の83.7という係数を使用する方が適切であったと考えられる。

今後も退職時に使用される係数が変更される可能性があることから、退職給付引当金の算定時に使用する係数については、十分に留意して使用する必要がある。

Ⅲ 賞与引当金及び法定福利費引当金

【結果 3】 賞与引当金等の引当不足額とその処理

企業団が計上している賞与引当金等の計上額では、翌事業年度の6月に支給する賞与の支給見込額及び当該支給見込額に対応する法定福利費の額の算定において、損益勘定支弁職員についてのみ対象としており、資本勘定支弁職員については除外して算定していることが判明した。

企業団の職員は損益勘定支弁職員(いわゆる3条職員)と資本勘定支弁職員(いわゆる4条職員)とに区分されており、主として営業活動に従事するため、給与等が予算の収益的支出に区分される職員を損益勘定支弁職員といい、主として建設改良に従事するため、給与等が予算の資本的支出に計上される職員を資本勘定支弁職員という。

企業団では、資本勘定支弁職員の賞与引当金等の繰入額は資産勘定となる建設仮勘定(一般建設改良費)に計上されるため、当期の損益に影響を与えないこと、また6月の賞与支給時においては、建設仮勘定(一般建設改良費)に計上されるため、期間損益計算に対する影響がないことから、賞与引当金等の対象から、資本勘定支弁職員を除外する処理について問題ないとの認識があったようである。

賞与引当金等の計上については、適正な期間損益計算及び資産の公正な取得価額の算定を期するため、適時に予算に計上したうえで、資本勘定支弁職員を含めた、企業団に在職している全職員を対象として計上するように改める必要がある。

IV 環境対策引当金

【結果 4】 環境対策引当金の会計処理について

平成 29 年度に三ツ境庁舎のコンデンサの処分が行われた。このコンデンサについて、平成 27 年度計上時の処分見積額は 5,750,000 円(税抜)であったが、実際の処分量は 5,890,005 円(税抜)であった。また、これに係る運搬見積額は 690,000 円(税抜)であったが、実際の運搬費は 80,000 円(税抜)であった。運搬見積額については、PCB 汚染物部分も同時に処分した場合の見積りであったが、実際の処分時には当初の想定と異なり、コンデンサのみの運搬となったため、差が生じている。

(企業団が行った仕訳)

借方		貸方	
環境対策引当金	5,890,005 円	預金	5,890,005 円

このように、企業団は実際の処分量と同額の環境対策引当金を取り崩しているが、平成 27 年度計上時のコンデンサの処分見積額は 5,750,000 円であるため、正しい仕訳は次のようになる。

(監査人が提案する仕訳)

借方		貸方	
環境対策引当金	5,750,000 円	預金	5,890,005 円
委託料	140,005 円		

このように、当初の見積額と実際の処分量との差額を当期の費用として認識することで適切な期間損益計算が可能となる。

また、運搬費については、企業団は下記のと通りの仕訳を行っている。

(企業団が行った仕訳)

借方		貸方	
環境対策引当金	80,000 円	預金	80,000 円

これに対し、監査人が適切と考える仕訳は下記のとおりである。

(監査人が提案する仕訳)

借方		貸方	
環境対策引当金	(※)133,605 円	預金	80,000 円
		環境対策引当金戻入益	53,605 円

(※: 当初見積額 690,000 円 ÷ (450kg + 1,874kg) × 450kg = 133,605 円)

処分費同様に、当初の見積額を按分して算出した金額と実際の運搬費との差額を当期の損益として認識することで適切な期間損益計算が可能となる。

以上のように、引当金を取り崩す際には、実際に発生した費用と引当計上された金額との差額を取り崩した期の損益として処理することによって、適切な期間損益計算が可能となる。

したがって、実際の処分量と同額の環境対策引当金を取り崩す会計処理は適切ではないため、適切に修正する必要がある。

【意見 11】 環境対策引当金の計上区分と規程の見直しについて

環境対策引当金取扱要領では固定負債に計上するものとする一方、会計規程の運用基準では流動負債の部の科目説明が記載されており、環境対策引当金の計上区分について、企業団内の規程間で矛盾が生じているため、規程間の整合を図る必要がある。

公営企業会計においても企業会計同様に、原則としてワンイヤールールに則り区分することが求められるため、1 年以内に処分することが見込まれる PCB 廃棄物に係る環境対策引当金は流動負債に、残額を固定負債に計上することが適切である。

したがって、環境対策引当金取扱要領を変更し、規程間の整合性を図るとともに、処分が見込まれる時期に応じて会計上も環境対策引当金の長短分類を適切に行うことが望ましい。なお、企業団では監査中の指摘を受けて迅速な対応を行い、取扱要領の修正を平成 30 年 12 月 7 日に完了している。

【意見 12】 環境対策引当金の見積額の変更について

企業団は、「今後の処分と引当金の取崩し」として下記の表を作成している。

【図表 3】 環境対策引当金の今後の処分と引当金の取崩し

年度	処分対象 (高濃度 PCB を使用した電 気機器)	金額(税抜)		備考
		処分	運搬	
H29	PCB 廃棄物(コンデンサ)	5,890,005 円	80,000 円	三ツ境庁舎
	小計	5,970,005 円		
H30	PCB 廃棄物(蛍光灯安定器)	51,359,560 円	910,000 円	三ツ境庁舎
	小計	52,269,560 円		各浄水場
合計(①)		58,239,565 円		
当初計上環境対策引当金(②)		62,850,750 円		
引当金残高(②-①)		4,611,185 円		

企業団の試算では、上記表のとおり引当金の残高が 4,611,185 円残る予定となっているが、その原因を確認したところ、下記の理由があった。

- 日本環境安全事業株式会社の処理料金表の改訂があった
- 運搬をまとめて行うために、運搬費用が軽減される

新たに入手可能となった情報に基づいて見込額が変更となる場合には、年度末に引当金の金額の見直しを行う必要がある。これにより、適正な期間損益計算が可能となる。

したがって、平成 29 年度末決算においては、日本環境安全事業株式会社の改訂後の処理料金表の数値を使用し、まとめて運搬した場合の運搬見込額を使用した結果である 52,269,560 円を環境対策引当金の残高とするべきであった。

V 未払費用

【意見 13】 企業債利息の未払計上について

企業団では、従来から企業債利息を支払時の費用として計上している。いわゆる現金主義に拠っており、期末の貸借対照表には未払利息が計上されていない。

地方公営企業に求められているルールに鑑みれば、企業債利息についても、現金主義ではなく、原則である発生主義によって会計処理を行うことが求められている。

したがって、企業債の残高が大きいことや利払日が期末日ではないことを考慮し、発生主義によって支払利息を計上することが望ましい。

企業団の試算によると未払費用として計上すべき利息の金額は 133,657,398 円であり、平成 29 年度末に追加計上する必要があった。

VI その他預り金

【意見 14】 その他預り金の開示

企業団は株式会社横浜銀行と企業団の公金の出納事務を取扱わせる契約を締結しており、公金の出納事務の取り扱いの保証として担保の提供を受け(担保品差入金)、1 億円を決済用普通預金で保有している。

当該担保品差入金は、経常的に生じるものではなく通常の営業取引に関連して発生する預り金ではないと考えられ、正常営業循環基準に含まれない。

したがって、通常の営業取引以外の取引によって発生した預り金となるため、1 年以内に支払期限が到来するかどうかで流動・固定の区分を行うことになる。

当該担保品差入金については契約において有効期間は契約締結の年の 3 月 31 日迄となっているが、「別段の意思表示がない場合は、この契約は 1 年の有効期間をもって更新するものとし、以降も同様とする。」とされており、1 年以内に償還することが明らかとなっていない。実際に当初の契約時(昭和 44 年 5 月)から現在まで自動更新されており、当該 1 億円は流動負債に長期(49 年間)に亘って計上されたままである。

このような実態に即せば、当該担保品差入金である 1 億円は、支払期限が 1 年を超える債務であったと認識されるべきものであり、固定負債に区分されるべきものである。

VII 消費税について

【結果 5】 受領した損害賠償金に係る消費税処理について

企業団では、西長沢浄水場、伊勢原浄水場及び綾瀬浄水場の浄水処理における発生土の処分について、外部業者に排出運搬処分を委託していたが、当該業者が排出土運搬処分委託契約の解除を申し出たことにより、委託契約解除に伴う違約金を収入し、雑収益として計上している。

収入した金額を消費税課税売上としているが、当該違約金については、契約不履行による違約金であって資産の譲渡等の対価に該当しないため課税の対象にならない。

違約金(損害賠償金)は、収入した金額について対価性のあるなしによって消費税課税、不課税の判断をするべきである。

3. 契約事務について

【意見 15】 随意契約に伴う事前公募方式について

企業団は、特名随意契約を削減し、より競争性のある契約に移行する取り組みとして、事前公募方式を平成 23 年度発注案件から試行導入しており、平成 25 年度以降は概ね 30 件ほどの契約案件に適用している。

一方で、事前公募方式により条件付き一般競争入札に移行した案件は、平成 25 年度に 1 件、平成 27 年度に 1 件、5 年間で計 2 件のみであった。

事前公募方式は企業団が特名随意契約を減らし、契約の公正性を確保するために採用した方法である。そこで、この事前公募方式の有効性をもっと高めることを検討する必要がある。例えば、新規の契約については、仕様を汎用化し、多くの業者が工事や委託業務を遂行できるようにするなど契約内容の工夫をもっと広範に検討することなどが考えられる。

【意見 16】 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の適用について

相模川河川横断測量業務委託にかかる入札では 27 者が参加し、最低制限価格未満であった者が 10 者、予定価格を超過した者がゼロであった。最低制限価格未満で入札して失格になった者のうち最も金額が高かった者、すなわち金額の低い方から 10 番目であった者の入札金額は 9,761,517 円であり、落札した者の入札金額は 9,791,860 円であった。その差額は、30,343 円である。

〔図表 4〕 相模川河川横断測量業務委託の入札状況

入札参加者	27 者
最低制限価格未満であった者	10 者
予定価格を超過した者	0
最低制限価格未満で入札して失格になった者のうち金額が最も高かった者の入札金額	9,761,517 円
落札した者の入札金額	9,791,860 円

(出典:企業団資料より監査人が加工)

最低制限価格制度は契約の内容に適合した履行を確保することを目的とするものであり(自治令第 167 条の 10)、そのために発注者である地方公共団体が著しい低価格による入札を予め除外するというものである。上記の契約は企業団の「入札・契約制度の概要」に則った事務の結果であり、ルールへの準拠性については問題ない。

また、最低制限価格制度によって企業団が調達する物品や工事について、その品質を確保するという目的は果たされていると考えられる。

しかし、その反面、経済性を考慮した予算執行という観点からは構成団体の住民利益に沿った結果になっていない。

今後は、本来の入札制度の趣旨に鑑み、過去にこのような入札結果になった事案については、最低制限価格制度に代わって低入札価格調査制度を導入し、必要に応じて契約の内容に適合した履行が確保されているかについて調査してから契約することなどを検討すべきである。

【意見 17】 特名随意契約における契約金額の妥当性について

業務費の委託料にある『水運用データ管理システム等改修調査委託』は、特名随意契約によっている。

本案件については、予定価格を作成するための見積依頼は、契約先からのみ徴取しており、その見積金額は 9,230 千円(税抜、以下同様。)、予定価格も 9,230 千円であった。なお、契約金額は 9,200 千円であった。

一般的に、システムや特殊な機器等については、当該システムの機能・構造を熟知していることを理由として、当該システムを開発・導入した業者と特名随意契約を締結する例が少なくない。

反対に、システムや機器等の開発・販売業者はこのような状況になることを予見して、システムや機器等の導入時には低い金額を提示し、その後の保守管理や消耗品購入の対価で利潤を得ていく戦略を採っていくこととなる。これは、民間企業の行動原理としては至極当然なのであるが、地方公共団体等、システムや機器等を利用する立場からすると当該対価が妥当であるかどうかについて検討することは事実上困難であるというのが実態である。

本案件においては、上記のとおり、実質的な作業期間が 15 日間程度で、対価は 9,200 千円であった。企業団側がこの金額の妥当性を検証できない状況は改善したいところである。

企業団の事業は水道用水供給事業であり、特殊な委託業務やシステム及び設備の保守管理業務も多い。同時に、装置事業であるためシステムへの依存度も大きい。

したがって、少なくとも事業で利用するシステムや設備等については、合理的な仕様や妥当な対価を自ら検証する方法や能力は確保しておくことが望ましい。

そこで、システムや設備等の保守管理委託契約について当該システムや設備等を開発・導入した業者と特名随意契約になる場合には、業務完了後に作業日報等を提出させ業者側が投入したリソースを確認する、などが最低限必要である。

4. 人事労務について

I 障害者雇用率制度について

【結果 6】 障害者雇用率制度における障害者の確認方法について

障害者雇用率制度の対象となる障害者の範囲は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者であって、このうち身体障害者であることの確認方法は、原則として障害者手帳によって確認することとされているが、再点検の結果、障害者手帳によらず、採用時の健康診断結果に基づき、障害者として取り扱っている職員が1名いることが判明し、国に報告した障害者の雇用数について訂正がなされていた。

このような間違いが起こった主な原因は以下のとおりである。

- 企業団の職員全員に対して障害者雇用状況の報告等を目的とした申告の呼びかけを行っていなかったこと。
- 身体障害者であることの確認方法は原則として障害者手帳の交付を受けていることを確認すべきであったのに、これを怠っていたこと。
- 障害に関する情報を、一度把握・確認した後も、情報に変更がある場合は更新が必要であるのにこれを怠っていたこと。

以上を踏まえ、障害者雇用率制度における障害者の把握及び確認は、個人を特定して照会することは例外的な場合（本人が障害者であることを申し出た場合など）にとどめ、原則として雇用している職員全員に対して画一的な手段で申告を呼びかけるものとし、障害者であることの確認方法、情報の変更による更新などについても、国のガイドラインに基づき適切に行うべきである。

II 臨時的任用職員に対する退職金支給について

【結果 7】 臨時的任用職員に対する退職金支給の可否

退職日の翌日に任用される臨時的任用職員について、「職員の退職手当に関する規程」に従えば、臨時的任用職員が退職した場合において、退職の日の翌日に再び職員となったときは、退職手当は支給しないものとされ、在職期間の計算について引き続いて在職したものとみなされるのである。

したがって、臨時的任用職員の退職手当は、最終的に退職する時点で退職手当を支給するものであり、1年ごとに支給するような取り扱いは誤りである。

臨時的任用職員の退職手当は最終的な退職に起因して支給するように改めるべきである。

Ⅲ 働き方見直しの取り組みについて

【意見 18】 職階制（管理職の範囲）の見直しについて

働き方見直し宣言では「組織全体がチーム力を発揮して長時間労働を縮減」としているが、出退勤管理システムの退勤打刻時間から推計される係長級職員の時間外労働実績は、非管理職員の時間外労働実績に比べて多い状況にある。非管理職員の時間外労働が削減される一方で、時間外労働の対象外である係長級職員に対してしわ寄せが発生し、業務が集中する傾向にあるとすれば不合理であるし、働き方見直しを推進するのであれば、業務の中核となる現場リーダーの係長級職員を含めて効率的な働き方への転換が必要なはずである。

また、係長級職員は昇任試験により、管理職に昇任するのであるが、せっかく管理職手当が支給されるようになって、それを超える時間外労働を行わせたまま放置すれば、係長級への昇任自体が給与待遇面での不利益となる可能性があり問題である。

本来、管理職であれば経営者から委託された権限を持ち、下位職員の業務を管理監督する立場にあり、自らの業務は自分の裁量で行うものである。しかし、係長級職員は、自ら現場リーダーとして多くの業務を行っているのものであるとしても、規程上では原則として事務処理上の決裁権を有しておらず、所属職員を指揮監督する立場にもないという現況は、管理職としての権限を持ち合わせているとは言えず、そのような役職を規程上管理職として位置づけることは実態と乖離していると言わざるを得ない。

以上のことから、係長級職員については、職階制における管理職の範囲から外すなど、職階制における管理職の位置づけについて検討するべきである。

なお、係長級職員について管理職から除外する場合、当該職員のモチベーションを維持するため、給与待遇面で不利益が生じないように対応することが望まれる。

5. 資産管理について

【結果 8】 固定資産シールの重複

飯泉取水管理事務所の視察時に、サンプリングにより固定資産の実査を行ったところ、船舶について、固定資産シールが2種類貼付されていることが判明した。

船舶については、資産番号標を取り付けても剥がれてしまう可能性が高いため、規程により貼付の対象外となっているが、貼付する場合には、必ず台帳と同じ番号のものを一カ所に貼らなければならない。

【意見 19】 リース資産の管理について

企業団は平成28年度に固定資産管理規程に基づき、実地照合を適切に実施している。

ここでリース資産については、契約額が300万円を超える場合には会計上リース資産として固定資産に計上されることとなる。そのため、固定資産としての管理を行うこととなるため、3年に一度の帳簿と現物の照合を行うこととなる。

一方契約額が300万円以下で固定資産として認識されないものについては、現物を定期的に確認することはない。

ただし、契約額300万円以下のリース資産であっても、1年以上使用する10万円以上の工具、器具及び備品が固定資産計上されることに鑑みれば、相応の重要性があると言える。

また、仮にリース資産が現場の判断で勝手に廃棄された場合には、リース契約期間中であれば違約金等が発生することもある。

そのため、会計上は重要性が乏しいため資産計上されないリース物品についても、固定資産の実地調査と合わせて3年に一度の実地調査を行うことが望ましい。

なお、企業団ではリース契約の一覧表を適切に作成しているため、実際に実査を行うことが実務上の負担になることはないと考えられる。

【意見 20】 会計方針の変更（定率法から定額法）について

減価償却の目的である費用収益対応の原則による適正な期間損益を企業団について検討すると、企業団の収入は用水供給業務による給水収益であり、水道用水の安定供給が必須とされる。加えて、供給水量は、人口の減少や節水意識の浸透等により、減少傾向にあるものの、年度毎に大きな増減があるわけではない。

このように、収益が安定的に発生するのであれば、収益獲得に貢献する減価も均一に発生するとの考えが、企業団における費用収益対応の原則の適用に合致する。

たしかに一般的に、機械装置には、設置当初の生産能力が非常に高く、時の経過に伴って著しく機能が低下する種類のものもあるが、技術革新が顕著な業界に多い。しかも、企業団において設置当初の生産能力が高い機械装置を導入したとしても、生産能力に連動して用水供給できるわけではない。

したがって、機械及び装置のみ定率法で減価償却を行っている企業団の会計処理は、必ずしも企業団の企業実体を正確に財務諸表に表していない可能性もある。他の企業団の減価償却方法や、企業団の修繕費の発生状況等も勘案し、より適正な期間損益計算を行うことができる償却方法について検討する必要がある。

【意見 21】 追加取得資産の減価償却方法について

企業団では、新規に固定資産を取得した場合には、様式に従って新たにコードを振り、固定資産台帳に記載している。この場合、台帳の摘要は「新規」として処理される。一方、既存の固定資産に対して資本的支出を行って固定資産を取得した場合には、新たにコードを振ることなく、既存の固定資産と同一のコードに登録し、摘要は「追加」として処理される。

一般的な固定資産台帳ソフトにおいては、既存の固定資産に資本的支出を行った場合には、資本的支出の分を、既存の固定資産と資産区分や耐用年数等と同じにして「新規取得」として処理される。したがって、資本的支出を行った時は、企業団の処理方法と他の一般的な固定資産台帳ソフトでは処理方法が異なっていると言える。

資本的支出により増加した資産についても新たな資産として登録し、既存の固定資産とは明確に分け、容易に検算が可能な状態とし、管理会計に有用な情報の提供も容易に行える状態にすることが望まれる。

【意見 22】 資産の老朽化と減価償却方法（残存価額）について

有形固定資産の償却限度額は、原則として帳簿原価（取得価額）の百分の五とされている。有形固定資産はその全額を減価償却することができず、少なくとも取得価額の 5% は帳簿価額として残さなければならない。

現在の民間企業の減価償却の規定は、帳簿価額を 1 円になるまで償却するものである。加えて、資産除去債務に関する会計基準も定められており、有形固定資産の除去に関して法令や契約で要求される義務が生じる場合には負債として認識しなければならないとされている。

企業団は、地方公営企業法の規定に従い、減価償却を行っているが、現在の規則に従って減価償却を行っても、帳簿上の未償却残高と償却済固定資産の経済的

価値に乖離が生じる可能性もある。将来予測や経営計画を組むにあたっては、固定資産の経済的価値を可能な限り適正に見積もり、意思決定することが望まれる。

【意見 23】 排水処理乾燥機について

これまで乾燥土の一部は、業者に有価物として売却し、農園芸用土として有効利用してきたが、平成 29 年度に当該業者は廃業し、代替業者は見つかっていない。

また、脱水土でも農園芸用土以外の用途で有効利用できる業者は複数あり、乾燥工程を廃止すべきかどうか、また廃止の場合は、廃止時期について経営意思決定をしなければならない。

意思決定を行うにあたっては、差額原価収益分析の方法が有効と考えられる。すなわち、乾燥工程をいつ廃止するかについて、複数の代替案を作成し、時系列にそって現金支出費用を計算し、それらを資本コストで割引いて現在価値を算出し、現在価値合計が最も低い案を採用するというものである。

また、金額的側面に加え、環境面や内部管理についても目を向けなければならない。すなわち、環境面では、乾燥設備を使用し続けると年間で 491t の CO₂ が排出されることを認識しなければならず、内部管理面においては、乾燥機の撤去により、設備点数の削減が図られ、管理にかかるコストや故障のリスクが減少することにもつながる。

以上のことを総合的に検討し、当該設備を撤去するのか、もしくは継続使用するのかについて判断する必要がある。

6. 危機管理の状況について

【意見 24】 浸水防止機能施設の設置（その1）

宮崎県宮崎市の富吉浄水場の場合、平成17年9月の台風第14号による浸水の被害額は約11億7千万円に上り、その後の浸水防止機能施設の設置には約12億2千万円の費用がかかった。しかし、その後に何度も九州で豪雨が発生している状況を考慮すれば、必要な対策であったことが明らかで、その後に浸水被害が発生していないことからすれば、投資に対するリターンも大きかったと認識できる。

したがって、飯泉取水管理事務所の抜本的な浸水対策として、全周防水壁のような浸水防止機能施設の設置について検討すべきである。

【意見 25】 浸水防止機能施設の設置（その2）

浸水想定地域にある飯泉取水管理事務所と社家取水管理事務所のこれら重要施設建屋では、建物出入口に防水扉等は設置されておらず、想定を超える浸水があった場合には、土嚢の設置だけでは不十分となる可能性があるため、防水扉や止水板の設置等について検討すべきである。

【意見 26】 自家発電設備のかさ上げ

浸水想定地域にある飯泉取水管理事務所と社家取水管理事務所では、地上階に特高受変電設備と自家発電設備が設置されている。

地震発生に伴う大規模停電発生などでは、商用電源喪失に対応するものとして自家発電設備は機能するのであるが、河川氾濫によりこれら施設に浸水があった場合には、同じ高さの地上階にある特高変電設備と自家発電設備は同時に使用不能となり、完全に電源を喪失してしまう。このような現況は、浸水被害に遭った場合に全く電源を確保することができず問題がある。

したがって、浸水被害時の商用電源喪失時における自主電源を確保するため、自家発電設備について新たに浸水対策を講じる必要がある。

浸水対策としては、基本的に地盤のかさ上げを行うことが望ましいが、かさ上げが困難となる場合には、前述した防水扉等の設置や、自家発電設備を既存のものとは別途に高所に設置することなども検討すべきである。

【意見 27】 非常用発電設備の運転可能時間

非常用電源を72時間稼働させるには、燃料等を備蓄する必要があり、備蓄タンク設置場所の確保や、燃料の備蓄量等で、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、これらを実現するには課題が多いものと考えられる。

しかし、例えば東京都では浄水場や給水所などへの災害対策で、2021年度を目標に最大72時間は稼働可能となるよう自家発電設備を設置することを計画しているなど、取り組み事例はいくつかあり、その実現については検討する余地がある。

以上のことから、非常用発電設備については、非常時優先業務及び管理事務を少なくとも72時間程度継続できるように検討すべきである。

【意見 28】 自家発電機の発電容量とポンプ設備定格出力

飯泉取水管理事務所や相模原ポンプ場は、導水ポンプ定格が大きいことから、ポンプ1台を運転できる非常用発電設備の設置が困難となっている。

このため、大規模停電時には必要量の原水供給が確保できないことになるため、対策が必要となる。

相模原ポンプ場について、導水ポンプ停止時のバックアップ機能強化として小型ポンプ及び非常用発電設備の整備へ向けた検討をしている。

一方、飯泉取水管理事務所については、企業団の保有する導水ポンプのうち最大の定格出力(6,500kW/台)となるため、これを稼働させる自家発電設備を準備するのが難しく、現況では停電発生時に取水・導水業務を継続することができない。

導水ポンプは、その全部を小型化(かつ高効率設備の導入による省電力化)できるのが第一であるが、それが困難な場合でも4台ある導水ポンプのうち1台分を小型導水ポンプに代替することや、自家発電設備を増強(増設)することができないかは検討の余地がある。

一部導水ポンプだけでも稼働できれば、災害時において発生し得る被害を最小化することが可能となるから、このような対策についても検討すべきである。

【意見 29】 浄水場施設等の完全覆蓋化

浄水場等に設置された池状構造物については、火山噴火に伴う降灰やテロ行為等が発生した場合にも浄水場機能を維持するため、完全覆蓋化することが望ましい。

7. 神奈川広域水道サービス株式会社について

【意見 30】 駐車場運営管理事業について

構成団体である川崎市では、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、敷地に余裕のある場合には行政資産を貸付けることができるものとしており、より高い収益を得ている。

したがって企業団も、現在サービス会社に使用許可を行っている 13 ヶ所については、直接不動産業者等に貸し付けて、収益を得ることが望ましい。

【意見 31】 組織体制（人員構成）について

平成 15 年 10 月には、構成団体の総意として、企業団の経営改善が求められ、その中で「職員数の削減ないし適正規模」の要望が出された。これを受けて、「経営改革プラン」が実行され、一定の成果を収めたと言えるが、サービス会社の状況については見直しの必要がある。

すなわち、企業団は、サービス会社への業務委託によって委託化の推進が図られ、組織体制の見直しによって、スリム化が図られたとしているが、サービス会社では企業団の出身者が 35 人と半数以上在籍し、担当課長等のポストに就いている。これでは、委託化は進んだものの、委託費の内訳は、企業団で負担すべき人件費によって構成され、委託化によって業務の効率化が図られたとは言えない。

職員数の削減や委託化、スリム化を評価するにあたっては、サービス会社の状況も考慮し、企業団とサービス会社を総体としてとらえ、目標達成が行われたか否かを判断しなければならない。

【意見 32】 サービス会社及び業務の今後のあり方について

地方公共団体は自らの財政規律の強化を不断に図っていくことが重要であり、関係を有する第三セクター等について自らの判断と責任による効率化・経営健全化に取り組むことが必要となるとしている。

2 社の民間株主は、伊勢原浄水場運転管理業務などで培った水道用水供給業務の技術ノウハウを将来的にも水道事業に活かしていきたいと考えている。

サービス会社は、収支構造の再構築や人材不足解消による技術力の強化を喫緊の課題として抱えているものの、将来は官民連携の一翼を担うことを期待されている。「【意見 30】駐車場運営管理事業について」や「【意見 31】組織体制(人員構成)について」の記載内容も考慮し、企業団の出資比率や委託業務の範囲等について再検討することが必要と考えられる。

8. その他

【意見 33】 企業団ホームページの更新について

企業団のホームページの更新については、ホームページ運用管理要領に記載がある。

個別外部監査の実施に際し、企業団のホームページの例規集から各規程を閲覧したところ、『内容現在 平成 29 年 02 月 06 日』との記載があり、タイムリーな更新がなされていなかった。

また、入札情報についても適時な更新がなされておらず、個別外部監査実施の最中にようやく更新がなされた(平成 30 年 10 月 25 日の更新)。

規程に記載のとおり、ホームページ利用者にとって有益となるためには、適時に最新の情報に更新することが望ましい。少なくとも年度ごとの更新は最低限求められると考えられる。